

第4回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和3年8月23日（月）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

4階共用会議室A

（事務局）

ただいまから第4回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により本審議会は成立しております。

なお、本日の審議会につきましては、新潟地方最低賃金審議会運営規程第6条ただし書きにより、非公開とされております。

以後の議事進行については、会長にお願いいたします。

（会 長）

議題にしたがって進めてまいりたいと思います。

まず、議題（1）新潟県最低賃金の改正決定に係る意見に対する異議の申出について、事務局から説明をお願いいたします。

（室 長）

去る8月5日に答申をいただきました新潟県最低賃金の改正決定につきまして、資料1のとおり公示を行いましたところ、資料2のとおり71件の異議の申出がございました。

このため、最低賃金法第11条第3項に基づき、新潟県最低賃金の改正決定に係る異議の申出につきまして、局長から諮問させていただきます。

（労働局長）

よろしくをお願いいたします。

（会 長）

はい。承りました。

（室 長）

委員の皆様には、諮問文の写しを配付させていただきます。

それでは私から申出の状況とその要旨についてご説明いたします。

申出書は一括して資料 2 に受付順に並べてあります。また、労働組合団体からはそれぞれの申出が出ております。

最初の申出人は、にいがた青年ユニオン執行委員長の山崎武央氏でございます。申立書の内容は、最低賃金の水準は1970年の最低賃金決定条約(ILO第131号)によれば、若年単身者の生計費ではなく、一人親世帯の生計費を考慮しなければいけない。

二つ目として、都会と地方の賃金格差を固定しており、若者の人口流出が止められない。全国一律にすべきであるが、現実的にはAランクの格差を埋められる答申額にするべき。また、中小・零細への支援である業務改善助成金を利用しにくい状態にあるなどの内容もあります。そのため今回の新潟県最低賃金額の答申額を引き上げるべきとした異議申し立てをおこなったものでございます。

続きまして、申出人は、えちごユニオン執行委員長の小山一郎氏でございます。申立書の内容は、時給859円は休まず働いても手取り14万円ほどで、文化的な生活にはほど遠い。二つ目、新潟県の人口減少は地域別最低賃金の撤廃なくして解決できない。三つ目としては、最低賃金の引き上げに伴う地場の中小企業への影響については、国などの支援策を求めていくことが本筋である。最後に最低賃金を一刻も早く時給1,500円の実現に努力することとなっています。

続きまして、使用者側からの異議申立になります。それぞれの申立の内容の要旨をご説明いたします。まず、都タクシー代表取締役、高橋良樹氏からです。申立の趣旨として28円アップは実施不可能としています。申立の内容としては、長引く新型コロナウイルスの影響により、事業を継続するか廃業するか倒産手続きに入るかの決断を迫られている深刻な状態であり、コロナ禍問題の影響を受けている者にとっては、さらに深刻さと厳しさは増え続け、多くの廃業・倒産が現実化してくることは必至である。28円という金額は中小企業・零細にとって1か月、1年間の経費に換算すると影響は甚大であり、さらにタクシー業界の労働時間は長く残業もあることから、膨大な負担増となる金額であるなどとして異議を申し立てたとしています。

続きまして、三越タクシー代表、野村修士氏です。申立の内容は、コロナ感染拡大で多くの中小企業が疲弊している。特に移動の自粛に伴い、公共交通機関やタクシー産業が大打撃を受けている時期に大幅な改定をすることが理解できない。せめて昨年同様の改正幅をお願いする。二つ目としては、燃料価格も大幅に上昇している状況の中で、大幅に上がる最低賃金を吸収できないなどとして異議を申し立てたものです。

続いて、第一タクシーの代表取締役、金井正志氏です。異議申立の概要として、現状を踏まえて一気に28円もの大幅な賃金改定ではなく、見直し額の再考をお願いするというも

のです。申立の理由として、最低賃金の引き上げについては理解しつつも、近年の最低賃金の改定が我々の業界に重くのしかかっていることは事実であり、月額換算にした賃金の支払いにより生じる法定福利厚生費の事業費負担は大変な増額となる。また、新型コロナウイルス感染による社会経済の混沌に加え、LPGやガソリンをはじめとした関連輸入品の高騰から経費増は免れない。運賃改定の申請についてもいまだに認可の認否をもらえずにいます。そして大幅な賃金改定ではなく、見直し額の再考を求めるとともに、中小企業が廃業しないで済む経済的な支援を求めたいなどとする申し立てとなっています。

続きまして、新潟県労働組合総連合議長、藤田孝一氏からの異議申立になります。申出内容の一つ目は、2021年の新潟県の最低賃金 859 円については不服である。二つ目は、新潟県最低賃金は労働者の最低生計費をカバーできる額として、時間額 1,500 円に引き上げるべきであるというものです。

理由につきましては、それぞれいろいろありますが、まず第 1 に感染拡大が地域経済に大打撃を与えている中、859 円のままでは地域経済がますます衰退する。コロナ禍によるセイフティーネットのあり方や中小企業の支援の拡充・創設が強く求められている。第 2 に 859 円という低額では最低生計費調査による最低額の時給の半分程度にすぎない。第 3 に 859 円では地域間格差が縮小せず、若年層世代の他県への流出が顕著となっている。他には、私たちの意見を踏まえて公開の場で再審議を行うこととして異議の申し立てをおこなっているものです。以上、それぞれの申出内容の要旨でございました。

これ以降の申出書に関しては、新潟県労働組合総連合傘下の労働組合から提出されたものです。その内容につきましては、今ほど申し上げました新潟県労働組合総連合議長の主張と同様であり、令和 3 年 8 月 19 日受理分の 28 組合と令和 3 年 8 月 19 日受理分の全国農業協同組合連合会関連の 38 組合については、申出をされた組合名と内容について省略させていただきます。

他に資料 3 は村上市、長岡市、見附市、柏崎市からの要請書、資料 4 に関しては、新潟県ハイク協会会長から改定審議についての要望書が提出されていますので、添付させていただきます。内容については、省略させていただきます。

(会 長)

ただいま最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問を受け、その要旨等について、室長から説明がありました。これについて、ご審議いただきたいと思います。

まず、労働者側からご意見を伺いたいと思います。お願いいたします。

(桑原委員)

たしかに労使から非常に多くの異議申し立てが出ていたところではございますが、今年

は、昨年同様、厳しい経済状況の中、昨年以上に労使が必要なデータを出し合い、客観的な視点を含め、時間をかけて真摯に審議してきた結果ですので、再審議の必要はないと考えております。

(会長)

ありがとうございました。

続いて、使用者側からご意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

(徳武委員)

では、申し上げます。このたび労働者側各団体から出されましたご意見を拝見させていただきましても、中小・零細事業者への支援に関するものなど、傾聴すべき点もございませぬけれども、全体としては私どもと認識は異なっておりますので、賛同することはできません。

一方、使用者の側から出されました要望・異議について申し上げます。これは専門部会でも再三申し上げてきたところでございますけれども、今はコロナ禍が長期化しているばかりか、感染爆発と言われるような状況にあり、県内にあっても社会経済活動がさらに制限される可能性もある言わば平時ではなく災害と、最近よく言われていますけれども、それもいつ終わるのか、先が見えない状況でございます。

こうした中、28円という大幅な最低賃金の引き上げは、コロナ禍で困窮の度合いが大きい事業者ほど負担が大きくなるものであり、今までなんとか堪えていた事業者の事業継続をさらに困難とするもので、労働者側にも雇用維持の不安を抱かせるものです。このことにつきましては、一般社会の受け止めとして、その後、再三新聞で取り上げられたことから明らかではないかというふうに思っております。

私は、長くこの委員を務めました私の前任の者から、使用者から異議等の申出が出されたことはなかったというように聞いておりましたが、それは各社とも述べられておりますけれども、使用者としても従業員の処遇改善が重要と考えるところ、本審議会において法に基づき審議決定された最低賃金であれば、これを遵守するのは当然という考え方が、これまで根底にあり、苦しくても経営努力などでなんとか吸収をしてきたということでございます。

今般、異議申出をされた各社は、もともと経営環境が厳しい中であって、さらにコロナ禍の影響を強く受けている業界であります。そのようなところからの異例ともいうこの申出は、現状況下での大幅な最低賃金引き上げは、いよいよ受忍できる限度を超え、危機的な状況に追い込まれる、そういった切実な訴えではないかと思えます。

したがって、私ども使用者代表委員といたしましては、本審議会として、これを重

く受け止め、再審議を行うなど、適切な対応をすべきと考えております。

(会 長)

ありがとうございました。

公益委員の方からご意見はございますか。

(長谷川委員)

部会長を務めさせていただきましたので、その時の経緯から少しご意見を申し上げたいと思います。今、もう一度、再審議をというお話をいただきましたけれども、ただ、その時には徳武委員のお話にもありましたけれども、使用者側のご意見というものは、部会の中でも大変強く何度も主張されてきたことであり、我々もそれを汲んだ中で議論をしてきたと理解しております。もちろん労働者側も非常に苦しい状況の中、たくさんのデータを出していただき、十分に審議をして、かなりギリギリの審議をした中で、我々が決めた結論だというように理解しております。

そのため、確かにタクシー業界のお話を聞いて、かなり心が痛む、非常に苦しい状況だということは十分理解しておりますけれども、そういった状況も含めた、個別のというか、全体の経済動向、苦しさというものもすべて議論した上で、我々はこの結論を出したと理解しておりますので、これ以上の再審議というものは必要ないのかなという様に感じております。

(会 長)

どうもありがとうございました。

部会長からは、こうした点を踏まえたということでございます。使用者側からは再審議ということもどうなのかというようなお話が出てきました。この点について、労働者側から何かありましたらお願いいたします。

(桑原委員)

今、長谷川部会長がおっしゃったとおりです。徳武委員のおっしゃられたことと、私もこの文書を読んで感じ入るところはあるのですが、それらを踏まえても、やはり専門部会の中で話をしてきたことですし、その上で出した結論と受け止めております。ですので、繰り返しになりますけれども、ここからまた金額審議というところまでは必要ないと考えております。

(会 長)

ありがとうございました。

使用者側としては何かございますか。

(徳武委員)

今、長谷川部会長と、それから桑原委員からもご説明があったとおり、いろいろ経緯がございましたけれども、私どもとしては専門部会の答申でも、この引き上げについては賛成をした立場ではございませんので、再審議は求めたいと思っております。けれどもそれはあくまでも、やはり審議会として決めることだろうと思っておりますので、再審議を行うかどうかについては、最低賃金法審議会令の第5条第3項の規定に準じまして、要は審議会の議題については採決という規定ですけれども、これに則って決定していただくことが一番いいのではないかと考えています。

(会 長)

ただいま、使用者側からは再審議を行うかどうかについて、採決を行ってもらいたいというお話でございました。いかがいたしましょうか。

そういう申出がある以上は、やはりどちらにすべきか採決ということにしようかと思いますが、何かこの点についてご意見はございますか。よろしいでしょうか。

では、この件につきまして、再審議が必要であるかどうか。再審議ということであれば、それは専門部会をもう一回開いてということになると思っておりますが。

(徳武委員)

はい。もしもそういうことになれば、もう一回開くことが現実的だろうと思えます。

(会 長)

そういう再審議を行うかどうかということにつきまして、採決を行いたいと思えます。

(木南委員)

答申についての意見聴取はなしということも含んでですか。

(会 長)

はい。そういうことになります。それでは、その点につきまして、再審議を行うかどうかについてですが、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(徳武委員)

再審議を行うということについてですか。

(会 長)

はい。

事務局、人数の確認をお願いいたします。よろしいですか。

(事務局)

5名です。

(会 長)

それでは、反対の方、挙手をお願いいたします。

人数の確認をお願いいたします。

(事務局)

9名です。

(会長)

賛成が5名、反対が9名ということでございます。

ということですので、再審議を行うということについては否決されたということになります。これにより前回行われました答申については、そのままこれを答申としたいということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、前回の答申は、審議を十分に尽くしたという結果であり、この答申のとおり決定することが適当であるということにしたいと思います。ありがとうございました。

では、事務局から答申文を準備してください。

(事務局)

少々お待ちください。

(指導官)

それでは、答申文につきまして読み上げさせていただきます。

令和3年8月23日。新潟労働局長、岩瀬信也殿。新潟地方最低賃金審議会会長、永井雅人。

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)。

令和3年8月23日、貴職から8月5日付け新潟県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する、にいがた青年ユニオンほか70件の異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記。

令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。以上です。

(会長)

それでは、この内容で答申したいと思います。

答申いたします。

(労働局長)

ありがとうございます。

私から、ひとこと御礼を申し上げさせていただきます。ただいま異議申出の諮問に対す

る答申をいただきまして、ありがとうございました。

これまで委員の皆様には、本日の審議も含め熱心なご審議をいただきまして、本当に改めて御礼を申し上げる次第でございます。

本日の答申を受けまして、官報公示の手続きを経て決定することとなる訳でございますが、前回も申し上げましたように、私どもといたしましては、改正決定されるその最低賃金額の周知をしっかりと行ってまいりたいと考えているところでございます。そして、その周知を行う中で、事業主の皆様方には関係助成金のご案内もしっかりと行わせていただきたいと思いますところでございます。

労働行政として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が心配される中であっても、労働者、事業者の方々に寄り添いながら施策に取り組んでまいりたいということを改めて申し上げまして、御礼のごあいさつとさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

(会 長)

続きまして、議題(2)に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

新潟県各種商品小売業の最低賃金の改正決定につきましては、本年度第2回の審議会におきまして、その必要性について検討小委員会を設けて、審議をすることとされたところでございます。また、併せてお決めいただいた新潟地方最低賃金審議会の検討小委員会の運営規程によれば、検討小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名することとなっておりますので会長から指名をいただきたいと思います。

なお、現在、これにより公労使各側からそれぞれ推薦を受けており、既に会長に報告しております。それでは、会長よろしく願いいたします。

(会 長)

それでは、公益委員側からの推薦者を含めまして指名させていただきたいと思います。

労働者委員は、桑原委員、片山委員。それから使用者委員は、徳武委員、八木委員。そして公益委員につきましては、二岸委員、そしてわたくし永井ということにさせていただきます。

今後、この6名により各種商品小売業の改正の必要性について審議していただきますので、よろしく願いいたします。

このほか、事務局から何かありますか。よろしければ、本日の審議を終了したいと思いますが。

(桑原委員)

よろしいでしょうか。最後に、ひとことお話しさせていただきたいのですけれども、今年度は最初から金額審議については非常に難しい審議となることが予想され、実際そうやってきたところです。その中で、公益委員のご努力と、公労使で議論を尽くして今日に至ったところですので、そこにかかわったすべての皆様に感謝申し上げたいというところでございます。

ただ、審議会運営にあたっての労働局の対応について、労側の方から意見と要望を申し上げたいと思っています。最低賃金改定は法に基づくものであり、改定そのものは経営者、労働者にとって非常に重要なものです。それを今年度、審議日程の突然の変更を含め、また突如、理由の説明もないまま、採決の方法を前日までのやり方と変更するなど、労側としては審議会の運営に首を傾げることがありました。なにも今までと同じことをやってくれと言っているのではなく、変えるべきものは変えていかなければいけないとは思っております。ただ、それにあたっては、理由とその説明が必要だと思っております。

今年については、そういうものがまったくなく、いきなり言われたということがありました。労使にとって、やはり公正である審議会運営をおこなっていただきたいというところが意見となります。

今後、特定最低賃金の審議も含め、労働局のほうで一方的にことを進めることがないように、審議会運営をしっかりとっていただきたいと思っております。この点を議事録のほうにも残していただきたいと思って発言させていただきました。以上です。

(会 長)

どうもありがとうございます。労働局側から、何かございますか。

(事務局)

ございません。

(会 長)

では、ただいまのご意見なども参考にさせていただきながら、また私の議事運営にいろいろ不手際もあったかとは思いますが、来年度以降、そうしたことがないように進めていきたいと思っております。

ほかに、何かございますか。よろしいでしょうか。

最後に、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは徳武委員を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

では、議事を事務局にお返しいたします。

(事務局)

以上をもちまして、第4回新潟地方最低賃金審議会を閉会といたします。大変お疲れ

様でした。ありがとうございました。